120万円 168万円 15万円 33万円 8.5割軽減 該当 (年金収入) (公的年金等控除額) (特別控除額) (軽減判定の所得)

特別控除額 - 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引い た額で判定します。

#### 所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例:年金収入180万円の場合

- ·軽減判定 180万円 120万円(公的年金等控除) 33万円(基礎控除) = 27万円 <軽減に該当>
- ·所得割 27万円×9.63%×5割= 13.000円

### 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、 所得割がかからず均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料 額は4,300円です。

被用者保険の被扶養者 であった方の保険料



平成20年度保険料 2 100円



平成21年度保険料

4 300円

被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、平成20年4月から9月の保険料を半年間 凍結し、平成20年10月から平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減としていたため、平成20年 度と平成21年度の保険料額が変わります。

### 【被用者保険とは】

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマン の健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

### 保険料の減免について

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を 納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免となる場合が ありますので、詳しくは、南富良野町保健福祉課介護医療係へお問い合わせください。

# 新しい保険証(被保険者証)の交付について

現在ご使用いただいています保険証(被保険者証)は、平成21年7月31日をもって有効期限が 満了となりますので、8月以降はご使用ができなくなります。

7月中にお手元へ新しい保険証(被保険者証)をお届けしますので、そちらをご使用ください。 市町村職員等を装い、保険証を詐取するといった事案が発生していますので、十分ご注意ください。 ご不審な点があった場合には、保健福祉課介護医療係へお問い合わせください。

## 健康診査を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が重要です。 自分の健康状態を知り生活習慣を見直すために自覚症状がなくても、年1回の健康診査をすす んで受けて健康管理に努めましょう。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 25011 290 5601 保健福祉課介護医療係 252 2211

# 長寿医療制度のお知らせ(後期高齢者医療制度)

- 平成21年度の保険料のお支払いと軽減の一部変更について -

平成20年4月から始まりました長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方のうち、 保険料を年金から支払われている方で、本年4月又は6月に「仮徴収額決定通知書」により通知のあっ た方は、6月が本年度2期目のお支払い月となっています。

### 年間保険料の計算方法(平成21年度)

保険料率は、平成20年度と変わりません。(軽減措置の一部を除く)

均等割

【1人当たりの額】+ 43 ,143円

所得割

【本人の所得 1に応じた額】 (平成20年中の所得 - 33万円)×9.63% 1年間の保険料 (限度額50万円)

(注)1年間の保険料について

月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例:8月15日に加入した場合

1年間の保険料÷12ヵ月×8ヵ月(8月から翌年3月)=長寿医療制度の保険料 保険料の100円未満の端数は切り捨てます。

### 【 1 所得とは】

前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など。)を差し引いた額であり、 社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

## 保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について、次のとおり一部見直しを決め、均等割の「7割軽減」対象の 方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたので、お知らせします。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知いたしますので、 改めて手続きをいただく必要はありません。

均等割が8.5割軽減に該当する方

7割軽減 軽減後保険料

変 更 後 8.5割軽減 軽減後保険料 6 300円

加入者と世帯主の軽減判定の所 得の合計額が33万円以下の方

12 942円 8.5割軽減に該当する方で、世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合は、9割軽減の

今回の変更で、均等割の7割軽減を受けられる方が8.5割軽減となるのは、平成21年度の保険料のみです。

### 保険料の軽減について

均等割の軽減 - 所得に応じて、均等割43.143円が以下のとおり軽減となります。 所得の低い方は、均等割43.143円が次の例のとおり軽減されます。

(軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割 平成21年度の均等割
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8 5割軽減後 6 300円 9割軽減後 4 300円
33万円	8 5割軽減後 6 300円 8 5割軽減後 4 300円
33万円 + (24万5千円×世帯主以外の加入者数) 単身世帯を除く	5割軽減後 21,571円 5割軽減後 21,571円
33万円 + (35万円×世帯の加入者数)	2割軽減後 34 514円 2割軽減後 34 514円

特